

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置付けております。

企業理念等に基づき、経営会議の透明性・公正性を確保した上で、迅速・果敢な意思決定を行うことで、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を図るとともに、株主をはじめ顧客・取引先・従業員等の各ステークホルダーの信頼に応える経営を行っていくことを、基本的な考え方としております。

このような考え方のもと、当社は、平成29年6月28日開催の定時株主総会における決議により、同日付をもって監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。今後、取締役会の監督機能の更なる向上、審議の一層の充実及び経営の意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2. (4)】

外国人株主比率が未だ低いと考えており、今後相当数となった時点で検討を実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4.】

当社を取り巻くステークホルダーとの取引関係の維持・強化等を勘案した上で、中長期的な観点から、当社グループの企業価値向上に寄与すると判断した銘柄について、政策保有することとしております。

また、議決権行使にあたっては、政策保有先株式の価値向上に繋がるか否かを判断基準としております。

【原則1 - 7.】

当社役員や主要株主等との取引が発生する場合は、法令や社内規則に従い、取締役会にて確認・承認等を行うこととしております。

【原則3 - 1.】

(1) 当社の経営理念、経営計画等

経営理念、中期経営計画等については、当社ホームページや有価証券報告書等にて公表しております。

(<http://www.yamamura.co.jp/company/index.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書1 - 1.に記載の通りです。

(3) 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については「取締役報酬規則」により算定方法を定めております。企業価値の一層の向上を図るため、役員による目標達成に向けてのインセンティブを高めるとともに、役員報酬と株主価値の連動性も高める観点から、株価連動型報酬制度を導入しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役候補を決定するに当たっての方針と手続

各役職に求められる見識及び能力、会社や個人の業績を踏まえた形で総合的な評価により取締役会にて決定しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

個々の選任・指名に関しては、その経歴及び理由を株主総会招集通知等で開示しております。

【補充原則4 - 1. (1)】

当社は取締役会の意思決定の範囲として、法令及び定款にて定める事項のほか、「取締役会規則」、「稟議規程」を制定し運用を行っております。また、経営陣への委任に関しては「組織規程」、「経営会議規則」、「執行役員規程」、「執行役員業務分掌規程」等を設け、執行範囲を明確化の上、業務執行の機動性と柔軟性を確保しております。

また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上を図るとともに、業務執行取締役への権限移譲を進めることで、取締役会における中長期的な企業価値向上のための施策検討を、より一層充実させてまいります。

【原則4 - 8】

当社の3名の独立社外取締役は、監査等委員である取締役として、それぞれ当社の経営全般に関して、豊富な経験・見識に基づく適確な助言や、専門的かつ客観的な見地から意見を表明しており、経営の監視および監督は十分に機能しているものと考えております。

【原則4 - 9】

独立社外取締役の選任にあたり、会社法や株式会社東京証券取引所の定めた規則等の要件を満たすことに加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視することとしております。

【補充原則4 - 11. (1)】

取締役の選任については、取締役会の全体としての知識・経験・能力の均衡を考慮しつつ、事業規模に相応する員数をもって構成する方針です。その選任については取締役会にて十分な説明を行うとともに議論を尽くして決定することとしております。

【補充原則 4 - 11. (2)】
取締役の他の上場会社の役員の兼務状況を、定時株主総会招集通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告(期末在籍者の場合)等において、毎年開示しております。
[直近]第88期定時株主総会招集通知 P.12、P.35～39

【補充原則 4 - 11. (3)】
取締役会の実効性について分析・評価を行うため、取締役会において、その開催頻度、審議項目、審議資料、審議時間、議事運営、取締役会の構成、社外役員のサポート等について、協議を行い必要な改善を実施しております。また、全体を評価した結果、実効性を維持できているものと判断しております。

【補充原則 4 - 14. (2)】
取締役の就任時には、取締役として一般的に求められる役割と責任(法的責任を含む)に関して外部機関による講習を受けるとともに、会社の事業・財務・組織等に関して、社内の関係部署から必要な説明を受けることとしております。就任後も継続的に、外部機関による講習会等を含め研修の機会を提供するとともに、費用も支弁しております。

【原則 5 - 1】
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを実施しております。

- ・株主との建設的な対話に関する方針
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを実施しております。
- (1) IR担当役員の設置
取締役 常務執行役員 小林 史吉
- (2) 社内体制
コーポレート本部総務部(経営企画、総務、法務)をIR担当部署に据えるとともに、財務・経理部門との間に緊密な連携をとっております。
- (3) 対話手段の充実
・投資家(決算)説明会の実施
・開かれた株主総会の運営
・当社ホームページへの会社情報開示
- (4) 取締役会へのフィードバック
対話によって把握された株主の意見等については、適宜、取締役会等での報告を実施いたします。
- (5) インサイダー情報の管理
重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るため「内部者取引防止規程」を定め、周知徹底することで情報管理を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,106,000	9.96
株式会社三井住友銀行	4,252,152	3.81
日本山村硝子取引先持株会	4,224,743	3.79
旭硝子株式会社	3,836,388	3.44
クリアストリーム パンキング エス エー	3,250,000	2.91
山村幸治	3,049,000	2.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,962,115	2.65
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,944,000	2.64
クレディ スイス ルクセンブルグ エスエー カスタマー アセッツ ファンズ ユーシツツ	2,850,000	2.55
日本生命保険相互会社	2,842,952	2.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4 . 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5 . その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上 善雄	他の会社の出身者											○
高坂佳郁子	弁護士								○			
泉 豊禄	他の会社の出身者											○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上 善雄	○	○	株式会社巴川製紙所 代表取締役社長である。	同氏の経営者としての経験と幅広い見識が、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視の強化に寄与してゆくものと考えております。 また、同氏は株式会社巴川製紙所の代表取締役社長であり、三井化学東セロ株式会社、日成ビルド工業株式会社の社外取締役を、また、学校法人城北学園の理事長をそれぞれ務めておりますが、いずれの会社及び学校法人も当社との間に特別な関係は有していないこと、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないことから、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。

高坂佳郁子	○	○	当社の顧問契約先である色川法律事務所のパートナー弁護士であります。色川法律事務所と当社との間には、嘱託報酬、弁護士報酬を合わせて4百万円程度(平成29年3月期実績:当該事務所の年間売上に占める割合は1%以下)の取引が存在しています。	同氏は弁護士であり企業法務に精通しているため、監査等委員である社外取締役として客観的かつ専門的な見地から経営監視を行うことが可能であり、法的な観点からモニタリングを実施することで、経営者および取締役の職務執行状況の適法性確保や、経営者が合理的な判断を下すのに適した体制に繋がるものと考えております。 同氏は川上塗料株式会社の社外監査役を務めておりますが、当社との間に特別な関係は有しておらず、また、同氏は当社の顧問契約先である色川法律事務所のパートナー弁護士であります。当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ておらず、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。
泉 豊禄	○	○	ハクスイテック株式会社 代表取締役社長である。	同氏の経営者としての経験と幅広い見識が、監査等委員である社外取締役として当社の経営監視の強化に寄与してゆくものと考えております。 また、同氏はハクスイテック株式会社の代表取締役社長およびアイアンドエフ・ビルディング株式会社の監査役を務めておりますが、いずれの会社も当社との間に特別な関係は有していないこと、当社からは役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ていないことから、独立性を確保しているものと考え、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

業務執行者からの指揮命令によって動く内部監査部門(CSR推進室)とは別に、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会室を設けて専任者を配置しております。
当該使用人は、監査等委員会からの指揮命令によってのみ職務を遂行し、業務執行者からの独立性が確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門は、監査等委員と平素から緊密な連携をとるだけでなく、監査等委員会との連絡会を定期的開催し、情報交換や共有化を図っております。
また、監査等委員会を支援する専任組織として、監査等委員会室を設けており、業務執行側からの独立性を確保した上で、監査等委員会からの直接の指示・命令の下、監査等委員会の補助を行っております。
監査等委員会は、監査法人とも緊密な連携をとり、監査方針およびその方法・結果の相当性を確認するとともに、必要な財務報告体制の整備・運用状況を監査しております。
監査法人と内部監査部門との連携状況については、担当部門のCSR推進室が、必要に応じて監査法人の行う財務報告に係る内部統制の監査に立会うほか、内部監査の結果について、情報交換や共有化を図っております。
内部監査部門(CSR推進室)、監査等委員会、監査法人は、それぞれ内部統制部門(コーポレート本部)に対して、内部統制の状況について必要に応じてヒアリングを行うほか、監査の結果等について情報交換を行うことで、内部統制機能の適切な維持を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では社外取締役3名を選任しておりますが、当社から独立した立場にあり、経営監視機能の客観性や公正性の確保に繋がっているものと考えております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法や株式会社東京証券取引所の定めた規則等の要件を満たすことに加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視することとしており、十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

企業価値の一層の向上を図るため、役員による目標達成に向けてのインセンティブを高めるとともに、役員報酬と株主価値の連動性も高める観点から、退職慰労金制度を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に株価連動型報酬制度を導入しております。

株価連動型報酬制度の具体的内容としては、「取締役の月額報酬の一部を役員持株会に拠出して当社株式を取得し、取得した株式を原則在任中は保有する。」というものであります。

また、この制度の導入により、取締役報酬の一部が事実上当社株価に連動することとなり、企業価値の向上に対する取締役の経営責任が一層明確になります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

- (1) 有価証券報告書 → 支給人員並びに報酬総額を開示。
- (2) 事業報告 → 支給人員並びに報酬総額を開示。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、「取締役報酬規則」により算定方法を定めております。基本報酬月額については、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内において、取締役の役位等に応じた基準に基づき決定しております。取締役賞与については、業績に対応した基準により算定し、株主総会の決議を経て決定された賞与総額を基本報酬月額に応じて配分することとしております。「取締役報酬規則」の制定・改廃は取締役会の決議によることとしております。

【社外取締役のサポート体制】

現在当社では3名の社外取締役が在任しておりますが、会議体の招集についてはコーポレート本部総務部から連絡を実施しております。社外取締役は議事録の提供という形で経営会議の内容等について報告を受けるとともに、監査等委員会の審議を通して相互間の情報の共有化を図っております。また、内部監査部門(CSR推進室)とも連携し、情報交換や共有化を図っております。その他、一般の秘書的業務についてはコーポレート本部総務部が担当し、適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関、業務執行、監督等について

当社では取締役会を、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監督する機関と位置付けており、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。現在取締役は8名であり、そのうち3名は社外取締役(独立役員に指名)です。その社外取締役の機能および役割は「社外取締役を選任している理由」欄に記述の通りです。

業務執行については執行役員制度を導入の上、適正な権限委譲のもとで執行責任を明確化するとともに、経営会議・グループ社長会を通じて、情報共有と相互牽制を図っております。

また、当社は監査等委員会を設置しており、監査等委員は取締役会をはじめ重要な会議へ適宜出席し、取締役・執行役員の業務執行に関して監視を行っております。

監査等委員4名のうち3名は社外取締役(非常勤)です。3名の社外取締役は客観的かつ、経営者または弁護士の専門的な観点から監査等を行うことで、経営者および取締役の職務執行状況の適法性を確保し、経営者が妥当な判断を下すのに適した体制につながるものと考えております。加えて、業務執行取締役への権限移譲を進めることで、取締役会における中長期的な企業価値向上のための施策検討をより一層充実させてまいります。

以上の体制をとることにより、経営の機動性や効率性を確保しながら、かつ十分な統制機能を働かせることが可能であると判断しております。

(2)内部監査、監査等委員会監査、会計監査の状況について

(内部監査)

当社では、社長直轄部門であるCSR推進室(CSR推進室長および監査担当3名)が内部統制システムのモニタリングを行うほか、コンプライアンスを主体とした活動を行っており、各部門において想定されるリスクを洗い出し、そのリスク対応策が機能しているかを定期的に監査するとともに、内部通報制度の運用を行っております。

(監査等委員会監査)

当社の監査等委員会は、社外取締役3名を含む取締役4名で構成されており、内1名は常勤の監査等委員を選定しております。監査等委員は取締役会をはじめ重要会議への出席により、経営執行状況の適切な監視に努めるとともに、適宜必要な情報を入手し、内部監査部門とも連携して取締役の職務執行を監査いたします。これら監査等委員会の職務を補助する組織として、監査等委員会室を設置しております。

(会計監査)

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査業務を実施しております。業務を執行した公認会計士は、梅田佳成、龍田佳典の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他9名です。なお、財務報告に係る内部統制の監査も含まれております。

(3)指名、報酬決定について

取締役候補者の選定基準、また、報酬につきましては「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1.】(3)、(4)」に記載の通りです。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上を図るとともに、業務執行取締役への権限移譲を進めることで、取締役会における中長期的な企業価値向上のための施策検討をより一層充実させることを目的に、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知について法定期日(総会日の2週間前)の7日前(総会日の3週間前)に発送しております。 また、発送日の7日前(総会日の4週間前)には、東京証券取引所及び自社のウェブサイトへ電子的に公表し、早期開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	第一集中日と思われる日を避けて、株主総会を開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、決算説明会を年に1回開催しており、出席者は20名程度です。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料のホームページ掲載 自社ホームページに各種IR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:取締役 常務執行役員 小林 史吉 IR担当部署:コーポレート本部総務部 IR担当者:コーポレート本部総務部長 井料田 保二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの「企業活動に関する基本指針・行動基準」における基本指針の中で、ステークホルダーとの関係について、規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証を取得し、環境保全活動に積極的に取り組んでおり、その内容についてコミュニケーションブックにおいて仔細に開示しております。またCSR活動においては、『次世代育成支援対策推進法』に基づく一般事業主行動計画に積極的に取り組むとともに、兵庫県と『男女共同参画社会づくり協定』を締結するなど、より良い社会の構築に向けての取り組みを実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適法かつ効率的な経営の実現のため、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、グループ全社を含む形でその体制の整備・運用を行っております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会において定める経営の基本方針および業務執行方針の大綱ならびに職務分掌に基づき、職務執行を行う。
「取締役会規則」に取締役が取締役会に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。内部統制担当役員は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底および順守を担当する。
監査等委員は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類・資料の閲覧、各部門・事業所や子会社の調査を実施し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査する。
内部通報制度を設け、取締役の法令または定款に違反する行為を発見した者は「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができる。とともに、通報した者はそのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令・社内規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を安全かつ検索可能性が高い状態で文書または電磁的媒体に記録、保存、管理する。また、取締役および内部監査部門が、随時閲覧できる体制をとっている。なお、記録、保存、管理する主な情報は、以下の通りとする。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・経営会議議事録
- ・稟議書
- ・会計帳簿、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的、組織横断的なリスクの監視および対応は、コーポレート本部管掌役員が行い、各部門の業務執行に係るリスクについては、担当部門長が行う。また、経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は取締役会に報告する。
CSR推進室は、各部門と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ経営にかかわる重要事項は、取締役会（原則、月1回開催）または社長執行役員によって任命された取締役および執行役員等により構成される経営会議（原則、月2回開催）において執行の意思決定を行う。
取締役会の決議を要する重要事項は「取締役会規則」に具体的に定める。また、「稟議規程」に各部門の権限の範囲を明確に定め、適正な組織運営を図る。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会および経営会議において、定期的に担当部門の業務執行状況を報告する。また、各担当部門の責任者は中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年担当部門の経営計画を作成する。社長執行役員およびコーポレート本部管掌役員は、四半期報告会において、各担当部門の責任者よりその執行状況の報告を受ける。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長執行役員は、原則、毎年1回開催する管理者大会において、コンプライアンスに関する基本方針を発表する。
コンプライアンス体制の基礎として「企業活動に関する基本指針・行動基準」を定める。内部統制担当役員は、グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを監視し、必要な場合には諸施策を策定し、実施する。
反社会的勢力または団体に対しては、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に基づき、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。
内部通報制度を設け、法令および定款に違反する行為を発見した者は「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができる。通報した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。
グループ全社の業務執行が法令および定款に適合していることを保証するため、執行部門から独立した組織であるCSR推進室による内部監査を定期的に実施する。
監査等委員は当社の法令順守体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるなど、必要な措置を適時に講じる。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「企業活動に関する基本指針・行動基準」は、企業集団で共有する。

1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員（以下「子会社取締役等」という）の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制

当社コーポレート本部管掌役員は、「重要事実についてのグループ会社の報告義務」に基づき、グループ全体の業務の適正に対して重要な影響を与える事象について子会社取締役等より報告を受け、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。
グループ社長会を定期的（四半期毎）に開催し、当社グループの重要な経営方針について認識の共有を図る。
監査等委員は、その職務分担に従い、グループ社長会に出席する。また、監査等委員および子会社監査役は定期的（原則、半期毎）に連絡会議を開催し、情報交換を行う。

2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの横断的なリスクの監視および対応は、当社コーポレート本部管掌役員が行い、子会社の業務執行に係るリスクについては、当該子会社取締役等が行う。子会社の経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、当該子会社取締役が、当該リスク管理の進捗状況を適宜当社コーポレート本部管掌役員に報告する。当社コーポレート本部管掌役員は、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。

また、当社グループ経営に対し重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、当社経営会議で定める管理責任者が、当該リスク管理の進捗状況を適宜当社経営会議に報告するほか、必要と認められる場合は当社取締役会に報告する。当社CSR推進室は、子会社と連携し、それらの日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

3)子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社取締役は、中期経営計画で定める経営目標の実現のため、毎年経営計画を作成する。当社社長執行役員およびコーポレート本部管掌役員は、四半期報告会において、子会社取締役等より営業成績や財務状況その他重要な情報など、その執行状況の報告を受ける。

4)子会社取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社取締役は、各社取締役会において定める経営の基本方針および業務執行方針の大綱ならびに職務分掌に基づき、業務執行を行う。

子会社は、各社「取締役会規則」に各社取締役が各社取締役会に報告すべき事項を定めるほか、「企業活動に関する基本指針・行動基準」に各社取締役のコンプライアンス順守のためにとるべき行動規範を定める。各社取締役は、当該子会社に対し「企業活動に関する基本指針・行動基準」の周知徹底および順守を担当する。

法令または定款に違反する行為が子会社取締役等による場合でも、その行為を発見した者は当社「内部通報制度に関する規程」に基づき通報することができる。

(7)財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制

当社および当社グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。

(8)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務の補助に充てるため、監査等委員会室を設置する。

監査等委員会室は原則として専任による使用人により構成し、監査等委員会の指揮命令下において業務を執行する。また当該使用人の人選については監査等委員会の意見を尊重して行う。

(9)前号の取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

前号の補助すべき使用人の人事考課および人事異動については監査等委員会の同意を得て行う。監査等委員が当該使用人に対して指示した業務については、業務執行側の指揮命令権に優先する。

(10)監査等委員会への報告に関する体制

1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、取締役会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行状況についての報告を聴取する。また、その職務分担に従い、経営会議等重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人の業務執行状況を把握するとともに、適宜、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人との情報交換、意見交換を行う。

社長執行役員は、監査等委員会と定期的(原則、半期毎)に懇談会を開催し、情報交換ならびに意見交換を行う。

内部通報制度を設け、「内部通報制度に関する規程」を定め、社内受付窓口である目安箱管理者は定期的(原則、四半期毎)に取締役会に子会社からの内部通報も含めその運用状況を報告し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保する。

2)子会社取締役等およびこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

子会社取締役等は、監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切に報告を行う。監査等委員および子会社監査役は定期的(原則、半期毎)に連絡会議を開催し、情報交換を行う。

子会社取締役等より、当該子会社もしくは当社、または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた者は、監査等委員もしくは目安箱管理者に報告する。目安箱管理者は当該事実の報告を受けた場合、遅滞なく監査等委員に報告する。

(11)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

報告を受けた監査等委員は、その内容に対し特段の理由がない限り守秘義務を負っている。監査等委員に報告した者は、そのことにより不利益を被ることがないことを保証されている。

(12)監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社は速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員

の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(13)監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は業務執行に係る重要な会議に出席する。各組織階層での業務執行の監査の実効性を確保できるよう、取締役は部門長および担当者に監査の重要性を認識させる。

監査等委員会はCSR推進室と連絡会議を定期的(原則、半期毎)に開催するほか、連携して業務監査を行う。また、会計監査人と随時、意見交換を行い、連携して会計監査および業務監査を行う。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業活動に関する基本指針・行動基準」において、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、あるいは反社会的勢力を利用する等の行為を行わないことを定めております。

不当要求に対する対応統括部署をコーポレート本部総務部とし、不当要求防止責任者を選任しております。

また、兵庫県企業防衛対策協議会に所属し、兵庫県警察本部並びに管轄警察署担当係官と年数回情報交換の場を持ち、平素から緊密な連携を保ち、連絡・通報体制を確立しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社においては、企業価値の向上が最大の買収防衛策であるとの考え方にに基づき、特段の買収防衛策を導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等の把握

当社に関する事項については、社内各部門から『稟議規程』に基づき、その重要性に応じて取締役会または経営会議に上申され、『取締役会規則』および『経営会議規則』の定めによる重要な事項について、それぞれ取締役会、経営会議にて決議される。

連結子会社に関する事項については、当社グループ内規程『重要事実についてのグループ会社の報告義務』に基づき、当社コーポレート本部管掌役員が連結子会社から報告を受ける。

これら当社グループ全体の重要な事実、情報等について、コーポレート本部管掌役員は、当該会議への出席によるほか、全社統括責任者としての情報集約により、その全てを把握する。

(2) 重要事実の管理

コーポレート本部管掌役員は、把握した重要な事実、情報等を社内で厳正に管理する。

同時に、コーポレート本部管掌役員はコーポレート本部長に情報を伝達し、『適時開示規則』に則し、また上場有価証券の発行者としての責務に鑑み、適宜会社情報開示の是非判断を指示し、必要と認められた時は、速やかに取締役会に上申する。

(3) 情報の開示

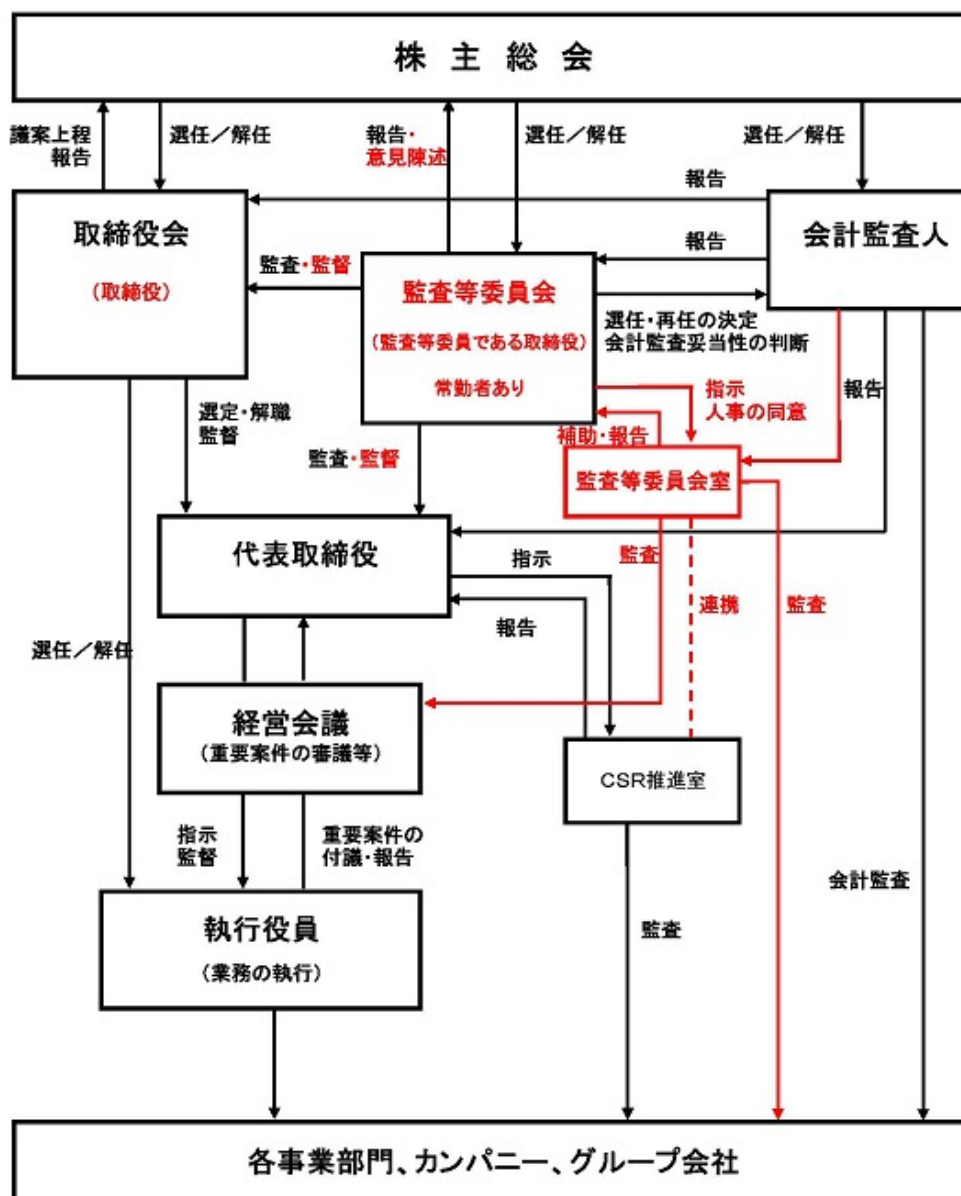
取締役会が会社情報の開示を決定した場合は、コーポレート本部長は、コーポレート本部総務部長に情報開示を指示し、コーポレート本部総務部長は速やかに情報開示の手続きを行う。

コーポレート本部総務部長は、コーポレート本部長の指示がない限り情報開示は行わず、同時にコーポレート本部長はコーポレート本部総務部長に指示する以外にはこれを行わない。

(4) 監査体制

CSR推進室が、コンプライアンスの視点から上記の体制を監視するほか、監査等委員がこれらを含む内部統制機能について監査を行っている。

【参考資料1:コーポレート・ガバナンス体制図】



【参考資料2:適時開示体制図】

